定款

一般社団法人北九州銀行協会 令和5年4月1日改正実施

第 1 章 総 則

第1条(名称)

この法人(以下、「当協会」という。)は、一般社団法人北九州銀行協会 と称する。

第2条(事務所)

当協会は、主たる事務所を福岡県北九州市に置く。

第 2 章 目的及び事業

第3条(目的)

当協会は、会員に共通する利益を図る活動を通じて会員相互の円滑な情報交換を促進し、銀行業務の改善進歩を図ることにより一般経済の発展に資することを目的とする。

第4条(事業)

当協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 銀行業務に関する社員、関係官庁、その他との連絡・調整
- 二 金融経済及び銀行経営に関する調査研究及び資料収集
- 三 金融犯罪の防止に関する関係官庁との連携及び社員に対する支援
- 四 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁との連携及び社員に対する 支援
- 五 中小企業等及び個人に対する金融の円滑化に関する関係官庁との 連携及び社員に対する支援
- 六 銀行とりひき相談所の運営
- 七 社員相互の親交及び社員の職員等に対する教育研修の用に供する 施設の運営
- 八 社員相互の親交及び連絡
- 九 社員以外の金融機関及び産業界との連絡
- 十 その他当協会の目的を達成するために必要な事業
- 2. 前項の事業は、北九州市及びその周辺において行うものとする。

第 3 章 会 員

第5条(会員の種類及び要件)

当協会に次の会員を置く。

一 社員 北九州市及びその隣接地域に本店又は支店等の営業拠点

を有する、銀行法に規定する銀行

- 二 特別会員 北九州市及びその隣接地域に本店又は支店等の営業拠点を有する、銀行法以外の法令に規定する預貯金取扱金融機関で、当協会の拡大代表者会及び統計月報の作成に参加する者
- 三 一般会員 北九州市及びその隣接地域に本店又は支店等の営業拠点を有する、銀行法以外の法令に規定する預貯金取扱金融機関で、当協会の統計月報の作成に参加する者
- 2. 前項の会員のうち社員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律」上の社員とする。

第6条(会員資格の取得)

当協会の会員となることを希望する者は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

- 2. 前項の承認を得た者が、次条に定める加入金を納付したときは、理事は、申込書に記載した事項を会員名簿に登録して、これを会員に通知しなければならない。
- 3. 会員名簿に記載した事項に変更が生じたときは、会員は遅滞なく届出なければならない。この場合、理事は会員名簿に変更の記載をし、これを会員に通知しなければならない。

第7条(加入金及び会費)

当協会の会員は、加入金及び会費を支払う義務を負う。

- 2. 加入金及び会費の算出基準は、社員総会において定める。
- 3. 既納の加入金及び会費は、返還しない。
- 4. 特別の費用を必要とする場合には、社員総会の決議を経て、臨時会費を徴収する。

第8条(任意退会)

会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 当協会の名誉を傷つけ、又は当協会の目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により会員を除名した場合には、当該会員に対して、その旨 を通知しなければならない。

第10条(会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第5条に記載した要件を満たさなくなったとき
- 二 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 三 総社員が同意したとき
- 四 破産手続の開始決定を受けたとき
- 五 解散又は合併により消滅したとき
- 2. 会員がその資格を喪失したときは、当協会に対するすべての権利を失う。
- 3. 会員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、会員名簿にその事由及び日付を記入し、これを会員に通知しなければならない。

第11条(会員資格の承継)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に定める銀行は、 すでに会員であるときを除き、当該会員からその資格を承継することが できる。

- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- 三 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、 前条第1項第一号又は第五号により会員資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- 四 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該会員の子会社である銀行、親会社である銀行又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1項第一号又は第五号により会員資格を喪失する場合

営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その 銀行

営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該会員が指定する一の銀行

五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第 4 章 社 員 総 会

第12条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第13条(権限)

社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任並びに解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第113条第1項 に基づく役員等の責任の一部免除及び限定
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 理事会において、社員総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
- 2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

第14条 (開催)

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回 開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

第15条(招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、 社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を 請求することができる。
- 3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を 記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければな らない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によっ て議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通 知を発しなければならない。

第16条(議長)

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 会長に事故あるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、その社員総会において出席した理事の中から議長を選出する。

第17条 (議決権)

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第18条(決議)

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、 総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 役員等の責任の一部免除及び限定
 - 四 定款の変更
 - 五 解散及び残余財産の処分
 - 六 その他法令で定める事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに 第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数 が第21条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者 の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することと する。

第19条(書面等による議決権の行使、議決権の代理行使)

社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について 書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、又は代理人に議決権 の行使を委任することができる。

- 2. 前項の場合における前条の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 3. 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 4. 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第20条(議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

2. 議長及び社員総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人 2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

第21条(役員の設置)

当協会に、次の役員を置く。

- 一 理事 6名以上11名以内
- 二 監事 2名以内
- 2. 理事のうち1名を会長、1名を副会長とし、会長及び副会長をもって 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とする。代 表理事以外の理事のうち1名を常務理事とし、常務理事をもって同法第 91条第1項第二号の業務執行理事とする。

第22条(役員の選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。た だし、理事1名及び監事1名は、社員以外の者から選任することができる。

- 2. 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3. 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第23条(理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 会長は、当協会を代表し、会務を総理する。
- 3. 副会長は、当協会を代表し、会長を補佐する。
- 4. 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示に基づき当協会の 業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けた ときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第24条(監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査 報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当協

会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第25条(役員の任期)

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員 総会の終結の時までとする。

- 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3. 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
- 4. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5. 理事又は監事は、第21条第1項に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第26条(役員の解任)

理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

第27条(責任の免除又は限定)

理事又は監事の当協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2. 前項にかかわらず、当協会は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 3. 当協会は、外部役員との間で、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第28条(役員の報酬等)

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

第29条(構成)

当協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第30条(権限)

理事会は、次の職務を行う。

- 一 当協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び常務理事の選定並びに解職
- 四 第35条に規定する委員会等の設置及び運営に必要な事項の決定
- 五 その他この定款に別に定める職務

第31条(招集)

理事会は、会長が招集する。

- 2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各 監事に対してその通知を発する。

第32条(議長)

理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは副会長を 議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、当該理事会において、出 席した理事の中から議長を選出する。

第33条(決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理 事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項 を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、 第23条第5項の規定による報告には適用しない。

第34条(議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委 員 会 等

第35条(委員会等)

当協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会等を設置することができる。

- 2. 委員会等の設置又は廃止は、理事会の決議を要する。
- 3. 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 8 章 会 計

第36条(事業年度)

当協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条(事業計画及び収支予算)

当協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第38条(事業報告及び決算)

当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 公益目的支出計画実施報告書
- 四 貸借対照表
- 五 正味財産増減計算書
- 六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第五号 の書類は定時社員総会に提出のうえ、第一号及び第三号の書類について はその内容を報告し、第四号及び第五号の書類については承認を受けな

ければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時社員総会の日の 2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる 事務所に備え置くものとする。

第39条 (剰余金の分配)

当協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

第40条 (定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第41条(解散)

当協会は、社員総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

第42条 (残余財産の帰属)

当協会が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議によって定める。

2. 前項の規定にかかわらず、当協会が清算をする場合において公益目的 財産残額があるときは、残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当す る額の財産(当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っている ときは、当該残余財産)を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関 する法律」第5条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に 贈与するものとする。

第 10章 公告の方法

第43条(公告の方法)

当協会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事 務 局

第44条(事務局)

当協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3. 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 雑 則

第45条(定款の施行に必要な事項の定め)

この定款の施行に必要な事項でこの定款に定めのない事項については、 理事会の決議により別に定める。

(附 則)

第1条(施行期日)

この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 社団法人北九州銀行協会の定款は、附則第2条の解散登記日に廃止する。

第2条(事業年度の特則)

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、定款第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第3条(最初の代表理事等)

当協会の最初の代表理事は白川祐治及び後藤英夫とし、最初の業務執行理事は古江和雄とする。

第4条(実施日)

この定款は、令和5年4月1日から改正実施する。

【改正履歷】

平成 2 5 年 4 月 1 日 制定実施 令和 5 年 4 月 1 日 改正実施